

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成29年5月19日付けで発行した福祉手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の等級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 失声により筆談しかできない。
- 2 筆談により対人コミュニケーションが全くできていない。
- 3 睡眠薬の処方により、一日の大半を寝て過ごさなければならない。
- 4 掃除、料理、買い物、振込み、役所手続は保健師やヘルパーが

対応し、援助なしでは生活ができない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 1日	諮問
平成29年12月26日	審議（第16回第2部会）
平成30年 1月24日	審議（第17回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能

力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

- (4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、上記1・(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものである。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判定に違法又は不当な点がないければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

- (1) 機能障害について

ア 本件診断書には、主たる精神障害として「うつ病 ICDコード（F32）」（別紙1・1）が記載されている。

主たる精神障害である「うつ病」は、判定基準の「気分（感情）障害」に該当する。

そして、判定基準によれば、「気分（感情）障害」による機能障害について、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返

返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙1・3）には、「H22年頃から吃音がみられていた。H23年頃に〇〇のクリニックでうつ病、解離性健忘と診断され、睡眠薬などを処方されて自宅療養した。その後28年5月頃までは日雇いの仕事をしていたが、生活が破綻し、9月から生活保護を受給していた。〇〇病院の通院を経て、H29.2.28に当初初診。外来通院をつづけている。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）には、抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）、統合失調症等残遺状態（意欲の減退）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感、解離・転換症状）、その他（失声）」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「抑うつ気分が強く、たまに希死念慮を生じる。被注察感の訴えもある。現在、失声が見られ、背景に強いストレスがあるものと推定される。」と記載され、検査所見欄には記載がない。

また、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）には、「その他（カプセルホテル）」とした上で、生活能力状態の「具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「抑うつ気分、意欲低下、失声等によるコミュニケーション困難などのため日常生活は多くの援助を要する。」と記載され、その記載内容は、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別

紙 1・5) とほぼ同旨である。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患であるうつ病を有し、その状態としては、抑うつ状態に相当する気分、意欲・行動及び思考の障害が認められ、診断書作成時点では抑うつ気分については強く、一過性の希死念慮もみられる一方で、それ以外の意欲・行動、思考の障害や付随する不安等の程度についての具体的な記述は乏しいものと認められる。

また、発病後の経過についてみると、入院歴はなく、診断書作成 9 か月前の時点までは日雇いの仕事をし、診断書作成時点ではカプセルホテルで生活している。

そして、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）には、生活保護のみと記載されている。

そうすると、請求人の症状は入院を必要とするような、病状の著しい増悪、顕著な抑制、激越等の重篤なものに至っているとまでは認められない。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（2 級）とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級 3 級に該当すると判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、留意事項 3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、お

おおむね1級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、判定基準において障害等級2級相当とされる「援助があればできる」が7項目、1級相当とされる「できない」が1項目あると記載されている。そして、「6の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「抑うつ気分、意欲低下、失声等によるコミュニケーション困難などのため日常生活は多くの援助を要する。」、就労状況については「その他（就労していない）」と記載され、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）には、「その他（カプセルホテル）」と記載されており、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄には、「生活保護」と記載されているが、請求人に対し必要とされる援助の状況について、どのような援助をどの程度受けているかの具体的な記述は何ら認められない。

以上の事実からすると、確かに、請求人において、精神疾患の影響で日常生活及び社会生活に一定程度の制限があることは認められるが、請求人は、障害福祉等サービスを利用せずにカプセルホテルでの単身生活を維持し、通院も継続するなど、不完全ながらもおおむね単独で日常生活を送ることができているのであるから、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えない程、症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等によれば、障害等級のおおむね2級程度には至っておらず、おおむね3級程度に該当すると判定するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に

著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（２級）に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級３級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 なお、請求人は、上記第３のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述（１・４）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級３級と認定するのが相当である（２・３）ことから、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙１及び２（略）